

教育予算の拡充等に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的制度である。

昨年3月31日に改正義務標準法が公布され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなり、今年度は小学校3年生が新規に35人以下学級となっている。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要である。

さらに、元文部科学大臣も在任中に改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校、高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が継続しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を、十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級の一層の進展、障害のある子供に関わる学級の編制標準の改善、加配の増員や少数職種配置の増など教職員定数改善が不可欠である。

教育が未来への先行投資であることを考えると、教職員の人材確保や学校施設の整備など教育環境を等しく整えていくためには、教育予算を充実していくことが極めて重要である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに教育予算の拡充を図ること。
- 2 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

4 自治体で国の標準よりも少ない児童生徒数で学級編制を行う「学級編制基準の弾力的運用」を継続できるように、加配の削減は行わないこと。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日（議決年月日）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

宛て

横浜市会議長